

令和2年2月4日

医療機関の長 殿

茨城県医師会会長 諸岡 信裕

「新型コロナウイルス関連感染症：第4報」

今般、新型コロナウイルス感染症に関して、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分に対応し、同感染症の疑い例を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐことを目的として、「帰国者・接触者外来」及び同外来への受診を調整する「帰国者・接触者相談センター」（各保健所等）を設置すること等について依頼するものであります。

なお、一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上で「帰国者・接触者外来」の受診を案内するとされております。

なお、新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についてのQ&A（第1版）をお送りいたします。

詳しくは厚労省ホームページにてご確認ください。

厚生労働省 HP

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

1. 自治体・医療機関向けの情報

2020年2月3日掲載 新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についての Q&A

(第 1 版)

○全般について

(問 1) 「帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター」を設置する目的は何ですか？

(答) 感染が疑われる場合に、どこの医療機関を受診すべきかが分からないという住民の方々の不安を軽減し、また、患者を診療体制等の整った医療機関に確実につなぎ、医療機関を発端とした感染症のまん延をできる限り防止する観点から設置するものです。

(問 2) 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」は、何時までに整備すればよいのですか。

(答) 概ね 2 月上旬までには整備してください。整備した際には、厚生労働省に報告をお願いします。

(問 3) 「帰国者・接触者外来」は、いつまで継続すればよいのですか。

(答) 新型コロナウイルス感染が、仮に地域全体にまん延した場合には、「帰国者・接触者外来」を中止し、原則全ての一般の医療機関において、新型コロナウイルス感染症の診療を行う体制に移行します。なお、当該時期の判断の検討指標等の事項については、追ってお知らせします。

(問 4) 新型コロナウイルスに係る医療体制を整備するにあたり、調整すべき関係機関はありますか。

(答) 地域の医療関係団体と調整の上、新型コロナウイルスに係る医療体制を整備して下さい。なお、厚生労働省において、日本医師会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本病院会、全日本病院協会、保健所長会等と整備の仕組みについて調整済みです。

(問5) 住民に対しどのように周知を行うのですか？

(答) 都道府県のホームページや広報紙などを活用して、「帰国者・接触者外来」の対象者や役割、受診手順等の情報の周知をお願いします。

また、その際、感染が疑われる場合は、まずは「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡することとあわせ、「帰国者・接触者相談センター」の電話番号を周知してください。

なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所の一般への公表については原則行わないものとします。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではありません。

(問6) 「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」の設置に当たって参考にすべきものはありますか？

(答) 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン(平成30年6月21日一部改定)」の「VI 医療体制に関するガイドライン」を参考にさせていただくことが可能です。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku/pdf/h300621gl_guideline.pdf

○ 「帰国者・接触者相談センター」について

(問1) 「帰国者・接触者相談センター」設置の目的は何ですか？

(答) 電話での相談を通じ、疑い例を帰国者・接触者外来へ確実に受診させるよう調整を行うこと等により、まん延をできる限り防止することです。

(問2) 「帰国者・接触者相談センター」の設置について教えてください。

(答)「帰国者・接触者相談センター」は2月上旬を目途に、各保健所等に設置してください。「帰国者・接触者相談センター」での対応時間は各都道府県の判断に拠りますが、厚生労働省の新型コロナウイルスに係る電話相談窓口(9:00~21:00) 土日祝日を含む。)を参考にしてください。また、問い合わせ数に応じて、適宜関係機関に協力を要請し、十分な人員及び、電話回線数を確保するようにしてください。

(問3)「帰国者・接触者相談センター」では何を行いますか？

(答)

- ・感染が疑われる者から電話で相談を受けるとともに、「帰国者・接触者外来」と受診時間等の必要と考えられる者が適切に受診できるよう調整してください。
- ・調整後は「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝えるとともに、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう説明してください。
- ・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整してください。
- ・疑い例に該当しない場合は、適切な情報を提供し、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう説明してください。

○帰国者・接触者外来について

(問1)「帰国者・接触者外来」の設置について教えてください。

(答)

- ・「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける(少なくとも診察室は分けることが望ましい。)、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うことができる医療機関に設置して下さい。
- ・まずは、感染症指定医療機関に設置することを想定していますが、地域の実情に応じ、できるだけ身近な地域で受診できる体制を整備してください。
- ・2月上旬を目途に二次医療圏内に1箇所以上を目安として、地域の感染状況などを鑑みながら整備してください。

（問２）疑い例の定義を教えてください。

（答）現時点では疑い例とは、以下のⅠ及びⅡを満たすものを言います。

- Ⅰ 発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有している。
- Ⅱ 発症から2週間以内に、以下の（ア）、（イ）の曝露歴のいずれかを満たす。
 - （ア）武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。
 - （イ）「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

（問３）入口を分ける必要はありますか？

（答）可能な限り、一般の患者と動線を分けることが望ましいです。

○一般の医療機関（「帰国者・接触者外来」を有する医療機関以外）

について

（問１）発熱、呼吸器症状の患者が来院した場合、どのように対応したらいいですか？

（答）疑い例に相当するか確認してください。疑い例の場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上で「帰国者・接触者外来」を受診することを案内してください。

（問２）疑い例の患者から電話での相談があった場合、どのように対応したらいいですか？

（答）「帰国者・接触者外来」を設置しない医療機関に対して、感染が懸念される者が直接受診した場合は、当該者にまずは「帰国者・接触者相談センター」に電話等で相談するよう説明する旨を周知してください。

（問3） 保育園や学校等に通っている、疑い例の患者が発生した場合、どの様に対応しますか。

（答）「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上で「帰国者・接触者外来」を受診することを案内してください。